

次期中期目標の策定について

1 概要

県が策定する中期目標は、知事の方針書として、静岡県立病院機構が目指す方向性を示すものであり、機構が中期計画を策定する際の指針となるほか、機構の業務の実績を評価する際の基準となるものである。

現在の中期目標は、平成26年度から平成30年度までの5年間であるため、平成31年度以降の次期（第3期）中期目標について、以下のとおり策定作業を進める。

2 策定作業の進め方

- ・ 行政的視点、課題から、県立病院が担う役割等を検討し、機構と調整しながら作成する。

特に、今年度中に改定予定の第8次静岡県保健医療計画との調整を図る。

- ・ 素案及び原案について、次回以降の評価委員会において審議し、評価委員の意見を反映させる。

また、現中期目標期間の暫定評価を行い、その結果についても次期中期目標に反映させる。

※スケジュールは次ページのとおり

(参考)

○地方独立行政法人法

(中期目標)

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。)

二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の改善及び効率化に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

3 スケジュール

| 年 月 | | 評 価 委 員 会 | |
|--------------------|------|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 29 年 度 | 8 月 | 【第 1 回】 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度業務実績評価 ・平成 28 年度財務諸表意見 ・<u>次期（第 3 期）中期目標作成スケジュール（報告）</u> ・地方独立行政法人法改正概要（報告） |
| | 9 月 | ※県議会報告（9 月定例会）【平成 28 年度評価結果】 | |
| | 2 月 | 【第 2 回】 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度業務実績暫定評価 ・現中期目標期間暫定評価 ・<u>次期中期目標素案</u> |
| 平成 30 年 度 | 8 月 | 【第 1 回】 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度業務実績評価 ・平成 29 年度財務諸表意見 ・現中期目標期間みなし評価 ・<u>次期中期目標原案</u> |
| | 8 月 | ※パブリックコメント実施【次期中期目標】 | |
| | 9 月 | ※県議会報告（9 月定例会）【平成 29 年度評価結果】 | |
| | 10 月 | 【第 2 回】 | ・ <u>次期（第 3 期）中期目標最終案</u> |
| | 12 月 | ※県議会審議（12 月定例会）【次期中期目標】 | |
| | 1 月頃 | ※次期中期計画の策定（機構）⇒提出（機構→県） | |
| | 2 月 | ※県議会報告（2 月定例会）【次期中期計画】⇒認可（県→機構） | |
| | 2 月 | 【第 3 回】 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度業務実績暫定評価 ・次期中期計画（報告） |

※次期中期目標の策定に当たり、必要に応じて、追加の会議開催又は書面での審議を行うことも想定される。